

被差別部落の所在地を出版物等で公開することの違法性

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和6年12月4日
【事件番号】 令和5年（オ）第1710号、令和5年（オ）第1711号
【事件名】 損害賠償等請求事件（「全国部落調査」復刻版出版事件）
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 憲法13条・14条1項
【掲載誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25506591

法政大学教授 金子匠良

事実の概要

出版社「示現舎」が、1936年に刊行された『全国部落調査』を情報源として、被差別部落の所在地、名称等を記載した書籍『復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典』（以下、「復刻版」という。）の出版・販売を企図し、また示現舎の代表者が、自身の開設したウェブサイトにおいて復刻版の内容を公開した。これに対して、被差別部落関係者の当事者団体である部落解放同盟の構成員らが原告となって、復刻版の出版・公開は原告らの名誉権、プライバシー権及び「差別されない権利」を侵害するものであるとして、出版等の差止め、ウェブサイト上の情報の削除及び損害賠償等を求めて提訴した。

一審東京地裁（東京地判令3・9・27LEX/DB25572247）は、復刻版が原告らのプライバシーを侵害し、また名誉を毀損する余地があるとして、請求を認容した。ただし、原告らが復刻版の記載内容の全体を差止めや情報削除の対象とすることを主張したのに対して、東京地裁は、本件があくまで原告らのプライバシー権等の人格権に基づく請求である以上、その範囲を超えての差止請求は認められないとし、差止めや情報削除の範囲を原告らの現在の住所・本籍の属する都道府県に関する情報に限定した。また、原告が主張した差別されない権利の侵害については、権利の内実が不明確であるとして、これを認めなかった。

これに対して二審東京高裁（東京高判令5・6・28判タ1523号143頁）は、憲法13条及び14条

の趣旨等に鑑みると、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を有するとした上で、①部落差別の根深さ、②差別被害者の人生に与える影響の甚大さ、③インターネットによる差別意識の増長のおそれ等を考慮すると、被差別部落の出身であることやこれを推知させる情報の公表・流通は、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる」と判示して、原告らの請求を認容した。

他方、一審が被侵害利益として重視したプライバシーと名誉については、復刻版の記載する情報自体は、原告ら各自の固有の情報ではないから、「本来的にはプライバシーに該当するものではない」とし、仮にこれがプライバシーや名誉として保護されるとすれば、「本件地域情報が公表されることによって直ちに本件地域の出身等であることが推知されることになる場合」、すなわち「現に本件地域に居住する場合」に限られるとし、それは上述の「不当な差別を受けることなく、……平穏な生活を送ることができる人格的な利益」が侵害される場合と重複するものと認められるので、これらを人格的な利益として包括することができるとした。

出版等の差止めや情報削除の範囲については、(1) 原告らの現在の住所・本籍の属する都道府県に関する情報に加えて、(2) 原告らの過去の住所・

本籍の属する都道府県に関する情報、(3) 原告らの親族の住所・本籍の属する都道府県に関する情報にも拡大し、この結果、差止めや情報削除の対象を一審の 25 都府県から 31 都府県に広げた。その理由として東京高裁は、差別やそのおそれは「必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因するものである上、居住移転の自由が保障されている今日においては、本件地域を離れて生活している者も少なくない一方、戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないことなどに照らすと、本件地域の出身でなくても、本件地域での居住や本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである」ことを挙げる。

この判決を不服として、原告・被告の双方が最高裁に上告した。

決定の要旨

上告棄却。

「民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」

判例の解説

本決定によって、原告・被告双方の上告が受理されなかったため、最高裁での実質的な審理は行われず、結果的に東京高裁判決が確定することとなった。そこで以下では、一審判決との比較を交えつつ、東京高裁判決の内容について、とりわけ被侵害利益とされた差別されない権利に焦点を当てて検討していく。

一 問題の所在

部落差別は、人種、民族、国籍、性別、性的指向、障害の有無といった属人的な人の属性を理由に差別が行われるのではなく、被差別部落といわれる特定の地域が差別の対象となり、その地域に生まれた者や居住する者すべてが個人の属性にかかわらず差別の対象になるという点に特色がある¹⁾。

ヘイトスピーチとは異なり、被差別部落の所在地等の摘示は、それ自体が直接的に特定の人びとを侮辱したり人格を貶めるものではなく、また地域社会からの排除を助長・煽動するものでもない。しかし、上に述べた部落差別の特色ゆえに、被差別部落の所在地が公開されれば、自動的にその場所に関係する人びとが差別の脅威にさらされることになる。この点において、本件で問題となった被差別部落の所在地を出版物やウェブサイトを通じて公開する行為は、ヘイトスピーチと同様の効果をもつ差別助長行為といえることができる。このような間接的な差別助長行為について、その違法性をどのように認定するのか、そしてどのような救済を及ぼすべきかが問題となる。

二 被侵害利益

1 プライバシー権・名誉権

復刻版の出版・公開が原告のいかなる権利を侵害するものであるかについて、一審と控訴審は、まったく異なる判断を下した。一審は、特定の個人の住所・本籍が、被差別部落地域内にあることが他者に知られると、「当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される」がゆえに、被差別部落地域内に住所・本籍があることは、「みだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たる」とし、プライバシーを被侵害利益の中心に据えた。また、被差別部落地域内に住所・本籍があることが知られれば、「社会的評価の低下を認める余地がある」として、名誉権の侵害可能性も認めた。

ただし、復刻版が出版・公開されるだけでは、特定個人の住所・本籍が被差別部落地域内にあるかどうかは分からない。この点について一審は、「個人が社会生活を営む上で住所を開示することは不可避であり、また、結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難である」から、第三者が特定個人の住所・本籍が被差別部落地域内にあるかどうかを容易に知り得るとし、住所・戸籍情報の取得の容易性を理由に復刻版の違法性を認定した。

これに対して控訴審では、復刻版に掲載された被差別部落地域の所在地等は、「原告ら各自の固有の情報ではないから、本来的にはプライバシー

に該当するものではな」とした上で、プライバシーとして保護される場合を「現に本件地域に居住する場合」に限定した。また、名誉侵害についても、同様の限定を掛けた。このように控訴審判決では、一審が軸に据えたプライバシー権について、その侵害可能性を限定的に解し、主たる被侵害利益ではないとした。

2 差別されない権利

これとは対照的に、控訴審判決では、一審が「権利の内実是不明確である」として成立を否定した差別されない権利を被侵害利益の中心に置いた。すなわち控訴審では、憲法13条・14条1項の「趣旨等に鑑みると」、「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する」と述べ、この人格的利益を被侵害利益として、復刻版の違法性を認定したのである²⁾。

三 差別されない権利の権利性

東京高裁が被侵害利益として認定した「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を、原告らは「差別されない権利」と称して主張してきたが、東京高裁判決はこの呼称を用いていない。また、東京高裁はこの人格的利益が憲法13条・14条1項の「趣旨等に鑑みると」導き出せると述べているに過ぎず、憲法の規定から直接的に同利益を原告らに認めただけではない。これらの点を捉えて、東京高裁が憲法を根拠に新しい権利としての「差別されない権利」を認めたものということとはできないとの主張もなされている³⁾。

しかしながら、一般的には、権利は法によって保護される利益と観念されるため、差別されない人格的利益を「差別されない権利」と称したとしても問題はないであろう。人格的利益のうち名誉という利益を保護するものが名誉権、プライバシーという人格的利益を保護するものがプライバシー権と称されることと同様である。また、東京高裁は、憲法13条・14条1項の「趣旨等に鑑みると」という迂遠な言い回しを用いているものの、これはこの裁判が私人間の訴訟であったからであると考えられる。つまり、私人間では憲法上の人権規定は直接的に適用できないため、「差別され

ない」という憲法13条・14条が保護する人格的利益も、それを直接的に私人間で保護されるべき利益として援用することはできない。そこで、憲法上の人格的利益を淵源として、それを私法上の人格的利益として構成し直し、本件に適用したと解される。このプロセスを表したのが、憲法13条・14条の「趣旨等に鑑み」という表現であったと考えれば、差別されない人格的利益=差別されない権利の法的根拠は、憲法13条・14条に置かれていると解することができ、差別されない権利を憲法に淵源を有する権利と位置づけることも可能であろう。

さらに、東京高裁が差別されない権利の根拠として憲法14条を明示したことも注目し得る。東京高裁が、差別されない権利を単にこれまでの人格権、あるいはその一環としての平穏生活権の内実を拡張したものと解しているとするならば、あえて憲法14条に触れる必要はなく、憲法上の人格権の根拠となる13条だけに言及すれば事足りるはずである。しかし、憲法13条に加えて14条を引用したということは、13条の人格権に包含することができない法的利益を14条から導出したと解される。

では、13条に包摂し切れぬ法的利益とは何か。13条は個人の尊重を謳い、憲法上の人格権を保障する。他方、14条は法の下での平等を謳い、「すべて国民は、……差別されない」と定める。東京高裁は、13条の人格権と並んで、14条が定める「差別されない」という法的利益を別個に強調し、差別されない権利を構成したと考えられる⁴⁾。

ただし、このように捉えられる新しい権利としての差別されない権利の内実はずしも明らかではなく、その点では一審東京地裁の「権利の内実是不明確」であるとの評価もあながち不的確とはいえない。東京高裁は、復刻版が掲載する情報によって、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる」と述べており、差別されない権利の内実は、差別されるかもしれないという不安感から免れることであると解している。しかし、その保護範囲は不当な差別的取扱いの排除を求める憲法14条1項の平等権よりも

かなり広範であり、かつ、外延も不明確である。

本件は、復刻版の出版・公開という、悪質な差別的意図に基づく明らかに反社会的な行為が問題になったという特殊な事例であるがゆえに、差別されない権利の侵害も明白であったといえるが、具体的な差別行為の実行を要件とすることなく、特定の情報を見聞した第三者が差別行為に及ぶかもしれないとの理由により、権利侵害の発生を認めることについては慎重さが求められ、とりわけ本件のような言論・出版活動が問題となる場合には、表現の自由との兼ね合いから、より慎重な対応が求められよう⁵⁾。差別されない権利の内実については、今後の裁判例の蓄積とともに、理論的な考究を深めていかなければならない⁶⁾。

四 差別されない権利の意義

部落差別のように、人びとの意識に深く根を張り、それゆえ長きにわたって社会に固着してきた差別を解消していくためには、個々の差別事案の被害者を救済する、あるいは加害者を規制するだけでは、十分な効果を得ることができない。社会に根づいた差別意識や差別的な構造そのものを是正していかなければ、結局はイタチごっこになってしまうであろう。ただし、これは本来的には司法救済に期待されることではなく、政策的な取組みとして立法府や行政府が担うべき課題である。しかし、差別されるかもしれない不安感の除去に権利性を認めれば、司法救済を通じて差別的な社会構造の是正に切り込む一助となるであろう。個別具体的な差別的取扱いではなく、差別を引き起こすおそれのある行為にまで違法性を認めることになれば、プライバシーや名誉を保護法益とする訴訟よりも、より広範な差別行為を規制対象に含めることができ、それを通じて差別的な社会構造の是正につながるものが期待できる。差別されない権利の最大の意義は、そのような点にあるといえる⁷⁾。

差別されない権利のそうした意義を考えると、東京高裁判決の示した救済範囲はやや踏み込み不足の感がある。プライバシーを主たる被侵害利益とした一審判決が、出版等の差止めの範囲を原告らの現在の住所・本籍の属する都道府県に関する情報に限定したのに対して、東京高裁は、人の移動の活発化、過去の戸籍や親族の戸籍を取得することの容易性等を理由に、本人の過去の住

所・本籍の属する都道府県と、親族の住所・本籍の属する都道府県に関する情報にも差止めの範囲を広げた。しかし、原告及びその親族とは関係のない第三者に関わる情報が公開されれば、一で述べた部落差別の特色に照らして、部落差別が助長され、原告らが差別されるかもしれない不安感に苛まれる社会構造はそれによって強化されることになる。原告らの差別されない権利を救済するためには、部落差別そのものの解消を指向する方策をとらねばならず、そのためには部落差別を助長し得る復刻版全体を差止めの対象とすべきであった。

しかし、そのような広範な差止めが、表現の自由との間に緊張をもたらすことは上述のとおりである。差別されない権利の実効的救済を考えるに際して、その点の検討は今後の大きな課題となる。

●—注

- 1) 奥田均教授は、このような部落差別の特色を「土地差別」と表現する(参照、奥田均『土地差別問題の研究』(解放出版社、2003年))。
- 2) なお、同様の被侵害利益の設定は、本件の本訴に先立つ仮処分申立て段階から、いくつかの裁判所によって示されていた。この点については、金子匡良「差別されない権利の権利性」法セ768号(2019年)7頁以下、梶原健祐「ヘイトスピーチに対する差止め請求に関する一考察——事前抑制禁止の法理との関係を中心に」(梶垣伸次=奈須祐治(編)『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』(法律文化社、2021年)20~25頁参照)。
- 3) 匿名記事「判批」判タ1523号(2024年)144~146頁。
- 4) 本稿の趣旨とは異なるが、憲法14条1項後段から「差別されない権利」という独立した権利が導かれることを主張するのが、本裁判において原告側からの意見書を執筆した木村草太教授である。木村教授の「差別されない権利」論については、木村草太『平等なき平等条項論——equal protection条項と憲法14条1項』(東京大学出版会、2008年)175頁以下、同『憲法』(東京大学出版会、2024年)192頁以下を参照。
- 5) 梶原・前掲注2)25頁。
- 6) 差別されない権利に関する現在までの議論を整理し、今後検討すべき論点を示すものとして、梶原健祐『差別されない権利』の所在地(山口72巻6号(2024年)135頁以下が参考になる)。
- 7) 同旨、巻美矢紀「判批」法教517号(2023年)129頁。